

## 日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定  
平成19年4月1日施行

(名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下研究所という）と称し、法学部（以下学部という）に置く。

(目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことによって学部の教育、研究に寄与すると共に、その学術的成果を通じて広く社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① ジャーナリズム、メディア、コミュニケーションに関する研究、調査及び研究集会の開催
- ② 委託研究、共同研究及び研究員の受入れ
- ③ 学術研究誌、研究所叢書の発行及びその他の情報発信事業
- ④ 学部学生、大学院生の研究指導
- ⑤ 他学部学生（大学院生を含む）の研究指導
- ⑥ その他研究所の目的達成に必要な事業

(部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

(構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下学部長という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

- 2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。
- 3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 所長は、研究所を代表し、その業務を統括する。

(次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

- 2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

(所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

- 2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

## (研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

- 2 研究補助員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

## (嘱託)

第10条 研究所に、嘱託を置くことができる。

- 2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。
- 3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

## (顧問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (講師又は指導員)

第12条 研究所は、第3条の事業を行うため、講師又は指導員を委嘱することができる。

- 2 前項の講師又は指導員は、所長が委嘱する。

## (運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。
- 3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

## (運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究員並びに研究室生の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

## (委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

## (経理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

- 2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

## (所管)

第17条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

## (監査)

第18条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければな

らない。

(報告義務)

第19条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における業務計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究員及び研究室生)

第20条 研究所は、研究員及び研究室生を受け入れることができる。

2 研究員及び研究室生の受入れについての細則は、別に定める。

(改正)

第21条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かなければならない。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。